

令和2年度第9回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年12月4日（金）  
午前9時30分～午前10時25分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎  
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信  
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖  
5番 若林 勉 6番 福山 英則  
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠  
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志  
11番 金田 修一 12番 金木 洋子  
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信  
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一  
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則  
21番 奥野 健一
4. 欠席委員 1人 22番 高瀬 豊信
5. 議 題 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第46号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定  
による許可申請について  
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画の決定について  
報告事項第34号 農地法第3条の3の規定による受理につ  
いて  
報告事項第35号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第  
1項第7号の規定による受理について  
報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について  
報告事項第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による  
競売参加買受適格証明書の交付について

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、22番高瀬委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。8番北森委員、9番菊委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、5番は、●●委員の同居の親族に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます

事務局 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は8件で、申請面積は12,289.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

6番は新規農家で、下限面積が10aの地区であります。労働

力不足により、所有権を移転するものです。

7番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

8番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、5番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、5番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、5番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、5番について、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 ●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、6番は、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は5ページから11ページまでです。4条が2件、5条が14件、面積は合わせて10,562.32㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

6ページの4条申請1番は、農家住宅の計画です。現在の住宅が国土交通省の道路新設の収用事業に係り、令和4年3月には引き渡すことになったため、申請地に代替の農家住宅で建築するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請2番は、農家住宅敷地拡張で施工済みです。老朽化のため同じ場所に家を建て替え、建物登記手続きを進めたところ、農地に建物がかかっていることが判明したため、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

7ページの5条申請1番は、店舗敷地拡張で施工済みです。申請地はテクノホール及び付け替えの水路の整備に伴い残地となった農地であります。従業員駐車場を会社敷地内に設けるにあたり、会社敷地に隣接している申請地を一体で利用するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

2番は一般住宅敷地拡張で施工済みです。1番の案件と同様、申請地はテクノホール及び付け替えの水路の整備に伴い残地となった農地であります。既存の住宅敷地に隣接しており、申請地に収納庫を設置し利用されるものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

3番は駐車場を整備する計画です。申請法人は運送業を営んでおり、事業拡大のためトラックを増台するにあたり駐車場が必要となるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

4番は神社の境内地駐車場を整備する計画です。現在、参拝者の駐車場は宮司の個人所有地を利用しているが、参拝者が多い際、市道に路上駐車せざるをえず、地域住民に迷惑が掛かっている状況であるため、駐車場を整備するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5番は駐車場を整備する計画であります。申請法人は、貨物自動車運送事業を営んでおります。近年の業務拡大により、荷物扱い量の増加、それに伴い従業員が増員されております。また他のセンターを吸収合併する予定であり、駐車場の確保が必要となるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

6番は農業用施設を建築する計画です。現在、農事組合法人では、申請地の隣接地を拠点に農業を行っており、効率的に利用できる申請地で乾燥調製施設を建築するものです。申請地は平成5年に「乳牛放牧地」として農地転用許可済であります。農地法の規定により採草放牧地を採草放牧地以外にする際に、改めて転用許可が必要となるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

7番は農家住宅敷地拡張の計画であります。現在の住宅が県道の改良工事による収用事業に係り、土地の一部を引き渡すこととなったものです。申請人は梨農家であり、車庫で梨の直売所を営んでいるため、現在と同様の建物を建築するにあたり、不足する分として代替地を取得するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

8番は駐車場を整備する計画であります。事業が順調に推移しており、新社屋及び工場を建築するにあたり、既存の従業員駐車場が使用不能となるため、申請地にこの代替の駐車場を設けるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属す

る農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

9番は分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものであります。申請地には、すでに納屋が建築されており、それを取壊し、住宅を建築するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

10番は共同住宅を建築する計画であります。今回、賃貸経営に参画するにあたり、生活の便が良く国道への接続が容易で、周辺の企業団地や富山地域、八尾地域への通勤に便利な土地であることから需要が見込めると判断し選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

11番は、駐車場を整備する計画であります。申請法人は一般貨物運送業を営んでおります。事業が順調に推移しており、さらなる事業拡大のためトラックを増台するにあたり駐車場が必要となるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

12番は調整池及び従業員駐車場の計画であります。不足する従業員駐車場の整備と、今回の申請地を含めると駐車場の敷地が3,000㎡を超えるため調整池の整備が必要となるものです。すでに簡易なため池として利用していたことから始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

13番は一般住宅を建築する計画です。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものであります。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

14番は一般住宅を建築する計画です。実家と勤務地の両方に行き来しやすい申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番を除き、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番を除き、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、6番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、6番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番について、「許可相当」とすることにご異義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番について、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、14ページの7番、8番は■■委員に関する事項、18ページの41番は□□委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから19ページです。

今回は49件の貸し手から申し出があり、契約期間は3～5年が22件、6～9年が9件、10年以上が18件です。設定面積は、230,033.95㎡です。

14ページ1番から3番までは、農地中間管理機構を通すものであります。14ページ4番から19ページ48番が相対であります。

今月は新規農家が1件あります

16ページの26番は、これまで貸し手である▲▲▲▲氏より指導を受け、このたび新規農家として独立するものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、7番、8番、41番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、7番、8番、41番を除き、異議については、ないものといたします。

会長 続きまして、7番、8番について、審議いたしますので、■■委員は退室をお願いします。

<■■委員退室>



会 長 それでは、7番、8番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、7番、8番について、異議はないものといたします。

会 長 ■■委員は入室をお願いします。

<■■委員入室>

会 長 続きまして、41番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、41番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、41番について、異議はないものといたします。

会 長 □□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 改めまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 報告事項第34号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第35号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項  
第7号の規定による受理について

報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知につ  
いて

報告事項第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による競売  
参加買受適格証明書の交付について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第34号農地法第3条の3の規定による受理につ

て、ご報告します。議案書は20ページから31ページです。

今回の受理件数は29件で、27番を除き、相続による所有権  
の取得、27番は共有者の持分放棄による所有権の取得でありま  
す。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第35号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項  
第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは32ページから36ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が11件、合わせて13  
件、面積は合わせて6,441㎡となっております。内容、転用  
目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いた  
します。

35ページ5条の6番については、事業面積が1000㎡以上  
の建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要  
であり、開発許可日と同日で受理いたします。

7番は土地区画整理事業により仮換地指定されている土地で、  
駐車場敷地に施工済です。

報告事項第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の  
合意解約について、ご報告いたします。議案書は、37ページか  
ら41ページです。

解約件数は11件で、解約面積は39,366.12㎡です。  
今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおり  
です。

報告事項第37号農地法第5条第1項第7号の規定による競売  
参加買受適格証明書の交付についてご報告いたします。議案書の  
ページは42ページです。

富山地方裁判所が実施する富山市△△地内の農地を対象として  
令和2年12月2日～9日に行われる入札について適格証明書を  
1件発行しました。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もないようですので、これをもちまして、令和2年度第9回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。  
その他事務局より、連絡事項について説明をお願いします。

会 長 　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。